

東京都若年被害女性等支援事業実施要綱

令和3年2月22日付2福保子育第2938号
一部改正 令和3年5月31日付3福保子育第611号
一部改正 令和4年4月6日付4福保子育第57号
一部改正 令和5年4月21日付5福保子育第315号
一部改正 令和6年4月11日付6福祉子育第186号
一部改正 令和7年3月31日付6福祉子育第4858号

1 目的

この事業は、様々な困難を抱えた若年女性について、公的機関と民間団体とが密接に連携し、アウトリーチからの相談支援、居場所の確保、公的機関や施設への「つなぎ」等を含めたアプローチを実施することにより、若年女性の自立の推進に資することを目的とする。

2 実施主体

本事業の実施主体は、若年女性の支援を行う社会福祉法人、特定非営利活動法人（NPO法人）等（以下「事業者」という。）とする。

ただし、以下の団体を除く。

- （1）暴力団（東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号。以下「条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- （2）法人その他の団体の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは成員に暴力団員等（暴力団並びに条例第2条第3号に規定する暴力団員及び同条第4号に規定する暴力団関係者をいう。）に該当する者がある団体
- （3）宗教活動又は政治活動を主たる目的とする団体

3 支援対象者

本事業の対象者は、性暴力や虐待等の被害に遭った又は被害に遭うおそれのある主に10代から20代までの女性であって、都が本事業の対象とすることを適当と認めた者（以下「若年被害女性等」という。）とする。

4 事業内容及び実施方法

事業者は、以下の（1）アウトリーチ支援・相談支援及び（2）自立支援の事業を行うことを必須とし、（3）居場所の提供に関する支援の事業を行うことは選択とする。なお、事業実施に当たっては、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和4年法律第52号）第15条第1項に基づき東京都が設置する支援調整会議（以下、「支援調整会議」という。）への参加、東京都女性相談支援センターとの情報共有・意見交換など、行政機関との連携を確実に行うこと。

また、各事業実施の過程において、18歳未満の対象者で親等からの虐待を受けたと思われるなど要保護児童として把握した場合は、児童福祉法第25条の規定に基づき、区市町村、都が設置する福祉事務所、児童相談所等に速やかに通告するものとする。

(1) アウトリーチ支援・相談支援

事業者は、若年被害女性等に対して、以下のア及びイの支援を実施する。

ア アウトリーチ支援

困難を抱えた若年被害女性等の被害の未然防止を図る観点から、深夜の繁華街などを巡回し、家に帰れずにいる若年被害女性等に対して、声掛けや相談支援を原則として週1回以上実施する。また、ICTを活用したアウトリーチ支援や、出張相談など若年被害女性等の状況に応じた支援を行うとともに、必要に応じて関係機関や居場所等への同行支援を行う。

イ 相談支援

若年被害女性等からの様々な悩みや直面する課題に対応するため、相談窓口を設置し、電話、メール、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）等による相談や、必要に応じて面談を実施する。また、アウトリーチ支援において声掛け、相談支援等を行った若年被害女性等や、居場所を利用していた困難な問題を抱える女性からのその後の相談に対応するとともに、必要に応じて面談を実施する。

なお、アウトリーチ支援や相談支援の際に福祉サービスが必要となった場合は、アウトリーチ支援若しくは相談支援の実施場所又は若年被害女性等が居住する地域の区市町村等に連絡し、必要な支援につなげる。

(2) 自立支援

累次にわたる相談支援を提供しつつ、一定期間、継続的な支援が必要と判断される支援対象者や、(3)に定める居場所での支援が長期化する（累計で2週間を超える場合）利用者については、自立支援計画（様式1）を策定する。

自立支援計画の策定に当たっては、事前に支援対象者と話し合うなど、支援対象者の意見が十分反映されるよう留意すること。

また、東京都女性相談支援センターに対し、当該計画策定への助言や策定会議への出席等を求め、利用者に関する情報を共有するとともに、当該計画内容の的確性を確認すること。その際、事業者は、東京都女性相談支援センターが必要と判断した情報を速やかに提供しなければならない。

事業者は、自立支援計画に基づき、支援対象者個々の状況に応じて以下の支援を実施する。

ア 支援対象者の新たな居住地に関して、利用者に対し情報提供や助言を行い、併せて関係機関への同行支援や連絡調整等を図る。

イ 支援対象者が自立して生活するために、就業についての情報提供や助言を行い、ハローワークなど関係機関への同行支援や連絡調整等を図る。

ウ 生活資金を確保するための福祉サービス（生活保護等）についての情報提供や

助言を行い、福祉事務所などの関係機関への同行支援や連絡調整等を図る。

エ 性暴力被害や虐待等による心理的ケアや感染症検査等が必要となる支援対象者については、医療機関と十分な連携を図った上で支援する。

オ その他の支援対象者の自立に向けた必要な支援を行う。

(3) 居場所の提供に関する支援

事業者は、若年被害女性等の身体的・心理的な状態や家庭環境等により、一時的に安心・安全な居場所での支援が必要と判断した場合は、居場所を提供し、食事の提供などの日常生活上の支援や、不安や悩み等に対する相談支援を以下により実施する。

ア 居場所の提供期間

居場所の提供は一時的な保護（１日から２日程度）を原則とするが、利用者の状態やその後の支援につなげるまでの間やむを得ず長期化する場合は、必要に応じて引き続き居場所での支援を実施することができることとする。

イ 居場所の提供体制

（ア）居場所の提供に当たっては、基本的な感染症拡大防止対策を行い、利用者の安全及び衛生の確保並びにプライバシーの保護に配慮した設備を有し、夜間を含め、速やかに利用者と連絡が取れる体制を確保する。ただし、利用者が未成年者であって、夜間における一時的な保護が必要な場合は、支援員による相談、見守りの体制を確保する。

（イ）若年被害女性等の中には、性暴力や虐待等の被害に加え、何らかの障害あるいは疾病を複合的に抱えているケースもあることから、特に個別の対応が必要な若年被害女性等を受け入れる場合には、女性支援事業や社会福祉事業に従事した経験のある者等を個別対応職員として配置した上で、きめ細かな支援を提供すること。

ウ 利用者負担

支援が長期化する場合、食事の提供、居住に要する費用その他日常生活で通常必要となるものであって利用者に負担させることが適当と認められる費用については、利用者に負担させることができるものとする。

利用者に負担させることができる金額は、（３）に定める自立支援計画において明確に定めることとし、あらかじめ利用者に知らせ、同意を得なければならない。また、当該金額は、利用者の経済状況等に十分配慮した金額とする。なお、利用者に負担させた場合は、適正に会計処理を行うとともに、これに関する諸帳簿（書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。）を整備しなければならない。

エ 留意事項

(ア) 居場所を提供し支援を行う場合は、利用者本人の同意を得ることとし、利用者が未成年者の場合は、親等親権者へ連絡した上で実施することを原則とする。親等親権者への連絡に当たっては、必要に応じて児童相談所又は弁護士に依頼するなど、親子関係等に十分配慮した上で実施する。

ただし、親権者に連絡することにより、利用者の生命、身体等に危険が生じるおそれがある場合等は、児童相談所、女性相談支援センター、警察等の関係機関と十分連携・協議した上で、利用者の安全・安心の確保に最善の対応を決定し、実施すること。

(イ) 性暴力被害や虐待等による心理的ケアや、感染症検査等が必要となる利用者については、医療機関と十分な連携を図った上で支援すること。

(ウ) 居場所で支援した後、自立に向けて福祉サービスが必要な場合は、事業者は、当該居場所の所在地又は利用者の居住地の区市町村等に連絡し、必要な支援につなげる。

5 事業者の遵守事項

(1) 活動記録の作成

事業者は、4に掲げる事業を実施する際、若年被害女性等への支援の実施状況を確認できるよう、日報（様式2）、個人別支援記録（様式3）及び居場所利用者状況報告書（様式4）を作成する。

(2) 支援に関する記録の保管及び開示

自立支援計画、日報、個人別支援記録及び居場所利用者状況報告書は事業終了後5年間保管するものとし、都が求める場合は開示しなければならない。

(3) 個人情報の取扱い

都は、本事業の効果的な支援の実施のため、個人情報の適切な管理に十分配慮した上で関係者間での情報の共有に努めるとともに、業務上知り得た情報を漏らすことがないように、関係者に対し、個人情報の取扱いについて守秘義務を課すこととする。

なお、事業者は、支援調整会議等において、関係機関の間で利用者に関する情報の共有を行うことについて、支援開始時点等に利用者から同意を得ることとする。ただし、利用者個人を特定できる情報の共有については、当該利用者の生命・身体等に危険が生じるおそれがある場合等であって、関係機関の間で情報を共有した上で連携して支援を行うことが最善と都が判断する場合に限るものとする。

(4) 安全の確保

事業者は、事業の実施に当たっては、若年被害女性等が安全で安心して支援を受けることができる環境を整えなければならない。

6 経費の補助

本事業に要する費用の一部について、都は予算の範囲内において別に定めるところに

より補助するものとする。

なお、他の国庫補助金や都補助金等の補助を受けて実施している既存事業を活用して 4 の事業を実施する場合は、本事業の補助対象とならない。

7 その他

本事業の実施に際して必要な事項については、別途定める。

附則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附則（令和 3 年 5 月 3 1 日付 3 福保子育第 6 1 1 号）

この要綱は、令和 3 年 5 月 3 1 日から適用する。

附則（令和 4 年 4 月 6 日付 4 福保子育第 5 7 号）

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から適用する。

附則（令和 5 年 4 月 2 1 日付 5 福保子育第 3 1 5 号）

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から適用する。

附則（令和 6 年 4 月 1 1 日付 6 福祉子育第 1 8 6 号）

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から適用する。

附則（令和 7 年 3 月 3 1 日付 6 福祉子育第 4 8 5 8 号）

この要綱は、決定の日から施行し、令和 7 年 4 月 1 日から適用する。

様式 1

自立支援計画

初回作成年月日	令和 年 月 日
更新日	令和 年 月 日
団体名	

基礎情報	ふりがな		生年月日	S/H 年 月 日 (歳)	
	氏名				
	相談開始日		成年/未成年		
主な相談理由 ※プルダウンから選択（自由記述も可）			関係機関 (自治体等)		
これまでの支援経過					
居場所利用		有/無	通院	有/無/不明	
自立支援の目標 (本人の望む暮らし)			手帳	有/無/不明	〇〇手帳 〇級
			その他特記事項		

No.	課題項目 ※プルダウンから選択（自由記述も可）	課題	(本人の意向を踏まえた)目標	支援内容 ※支援者、本人の関わりを含めて記載
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				

様式2

日報

団体名	年月日
	令和 年 月 日

1 アウトリーチ支援・相談支援

(1) アウトリーチ支援

実施場所	
実施内容	
件数	
特記事項	

※件数には、声掛けを行った人数等を記載

※実績がない場合は、空欄

(2) 相談支援

実施場所	
実施内容	
件数	
特記事項	

※件数には、面談を行った人数等を記載

※実績がない場合は、空欄

2 自立支援

対象者	
支援内容	

※対象者には、支援を行った方の個人名を記載

※対象者が複数いる場合は、表をコピーして対象者ごとに記載すること

3 居場所の提供

実施場所	
支援内容	
入所人数	
特記事項	

※実施場所は、居場所の名称及び住所を記載

※実績がない場合は、空欄

※複数か所で実施している場合は、表をコピーして居場所ごとに記載すること

4 その他の活動

実施場所	
実施内容	
特記事項	

※本様式における記載内容が含まれていれば、別の様式にて作成しても差し支えない

様式3

個人別支援記録

団体名：_____

1 対象者

氏名	年齢	居住地

2 支援記録

年月日	支援内容
令和 年 月 日	
令和 年 月 日	
令和 年 月 日	
令和 年 月 日	

※適宜行を追加して記載すること

※本様式における記載内容が含まれていれば、別の様式にて作成しても差し支えない

様式4
居場所利用者状況報告書

団体名	
居場所の名称	
居場所の住所	

No.	氏名	年齢	入所日	入所理由	支援内容	関係機関	退所日	泊数	退所先	退所後の関わり	その他
1											
2											
3											
4											
5											
6											
7											
8											

- ・1泊以上居場所を利用した方について記載をお願いします。
- ・居場所毎に作成してください。
- ・泊数は、居場所ですぐに午前5時を超えた回数とします。
- ・適宜、記入欄を増やして記載してください。